新型コロナウィルス感染症対策期間中の 建設業許可に係る変更届等の郵送受付の拡大について

新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、当面の間、建設業許可に係る変更届等の 郵送受付を拡大することとしましたので、お知らせします。

- 1. 新たに郵送受付の対象にする届出
- (1)経営業務管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更 届のうち、下記①及び②の条件を満たすもの
 - ① 次の書類で前任者及び後任者、新任者の変更日の在職が確認できる場合
 - ア. 健康保険証に事業所名があり、資格取得年月日で変更日の在職の確認ができるもの
 - **イ**. 健康保険証に事業所名がない場合であっても、<u>標準報酬決定通知書等(※)</u>で在職 確認が可能なもの

(※標準報酬決定通知書等)

健康保険・厚生年金被保険者に関する標準報酬決定通知書

資格取得確認及び標準報酬決定通知書、

住民税特別徵収税額通知書(徵収義務者用)

(新任者・後任者につき)特別徴収切替届出(受付印のあるもの)

(申請者が法人である場合) 法人用確定申告書の写し(表紙および役員報酬明細)、

(申請者が個人である場合) 個人用確定申告書の写し (第一表、第二表)

厚生年金記録照会回答票

(新任者につき) 資格取得届(受付印のあるもの) またはその通知

(前任者につき) 資格喪失届(受付印のあるもの) またはその通知

健康保険組合等の資格証明書

以上により、新任者及び後任者の、交代日における在職の確認ができなければなりません。(1日以上間隔がある場合は、交代不可)

- ② 次の書類で後任者、新任者の経営経験・技術要件を確認できる場合 (経営業務管理責任者の経験要件)
 - ア. 建設業許可期間または大臣特認のみにより経営要件を確認できる場合

(専任技術者の技術要件)

- ア. 合格証書等の資格者証、監理技術者証、大臣特任のみにより確認できる場合
- **イ**. 建設業許可期間内の実務経験によって証明する場合で、実務期間の在職確認を① により証明できる場合
- (2)(1)に該当する経管・専技・令3条の使用人の変更届に伴う一部廃業届、従たる営業所の新設・廃止・業種追加・業種廃止

2. 郵送する書類及び宛先

封筒へ(1)~(3)の書類を同封の上、下記宛先まで郵送ください。

- (1) 経管・専技等変更届送付票
- (2)変更届出書の正本 (別とじ含む)、副本、確認資料、電算入力用紙
- (3) 副本返信用レターパック (返信先記入)

※確認資料はお返ししません。手引きに「原本提示」と記載している書類の原本は送らないようにしてください。

※副本については、返信用レターパックへ記入された宛先へ返送します。東京都において宛先の確認はいたしませんので、 返信用レターパックの宛先については記入間違いのないよう、事前に十分ご確認下さい。

(宛先)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当1番窓口【経管・専技変更届在中】

3. 郵送に当たっての注意事項

- (1) 送料は、申請者の負担となります。
- (2) 書類不備等で連絡する場合があります。正本・副本とは別に、書類一式のコピーをお 手元に保管しておいてください。
- (3) 郵便事故に関し、当課は責任を負いかねますので、御了承ください。
- (4) 決報告書など、従来から郵送可能な変更届等の郵送方法は変更ありません。下記を参照の上、郵送下さい。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu_infoh23_01.html

(5) 郵送いただいた書類について電話や郵便等のやりとりで補正が完了しない場合に、後 日来庁しての対応をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

4. 郵送ではなく来庁による窓口審査が必要な申請及び変更届

- (1) 新規申請、許可換え新規申請、般特新規申請、業種追加申請、更新申請
- (2) 更新、業種追加、般特新規の申請を伴う経営業務管理責任者・専任技術者・令3条 の使用人の変更届等
- (3) 経営管理責任者・専任技術者・令3条の使用人に係る変更で、以下にあてはまるもの
 - ① 在職確認について、健康保険証に事業所名がない場合で1(1)①に掲げた確認 資料により確認できず、工事日報等による在職確認が必要な場合
 - ② 経営経験または技術要件について、建設業許可期間によって証明することができず、請求書等により確認が必要な場合
 - ③ 手引き記載の書類では許可要件の確認が困難な場合

5. 専任技術者の資格者証等の原本確認について

郵送により専任技術者の資格者証等の原本確認を行わなかった許可業者につきましては、更新手続き等、来庁による申請の際に資格証の原本確認を別途行いますので、ご了承下さい。

■お問い合わせ先■

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当

03-5321-1111 (代表) 内線番号:30-661、30-662

経管・専技等変更届送付票

東京都都市整備局市街地建築部建設業課案春扣当 御山

(届出者)							送付日)令和	年	F.	1	日
許可番号		般•特	第		号	許可年月日	H·R	年	月	日	
商号(名称)						代表者名					
所在地	(〒	_)							
担当者(代理人)					電話番号·FAX						

確認資料

経験を裏付ける確認資料(手引P83参照)

(変更事項及び変更年月日がわかるもの)

(前任者退職の場合は資格喪失届・在職の場

方記のほかに確認資料を必要とすることがあります

(前任者退職の場合は資格喪失届・在職の場

(宛先) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局市街地建築部建設業課 審査担当1番窓口【経管·専技等変更届在中】

常勤性の継続確認資料

後任者の住民票

商業登記簿謄本

□ 後任者の住民票

常勤性の継続確認資料

合は保険証、後任者の保険証等)

□ 実務経験に関する確認資料(手引P87参照)

□ 実務経験に関する確認資料(手引P87参照)

(前任者退職の場合は資格喪失届・在職の場

※新任・削除の場合で前任者がいない場合、

□ 登記されてないことの証明書

※削除の場合は不要 身分証明書

※削除の場合は不要

前任者の資料は不要。

役員氏名等一覧表

□ 委任状の写し

入力

入力

新任者・後任者の住民票

□ ①NO.2 (専技) の届出書類

常勤性の継続確認資料

合は保険証、後任者の保険証等)

※今回の新任者・後任者のみ記載

合は保険証、後任者の保険証等)

(送付内容チェック表) ※封入時にチェック欄に✔し、ご確認ください。

□ 経管・専技等変更届送付票

П

П

別紙4

П

П

П

不要

本冊

別とじ

本冊

別とじ П

本冊

別とじ

別とし

本冊

別とじ

本冊

別とじ

本冊

NO 変更事項

営

0

告

珥

責任

者

変更 释

改姓

改名

変更

削除

有資格

区分の みの変

令 新任

の (に伴 (使 う) 3

(営業

所新設

変更 · 削除 用

部廃業

2 技

- ロ 副本返送用レターパック(返送先をご記入下さい。)
- □ 正本、副本、確認資料、電算入力用紙 *

*届出書式のうち、 入力 と記載あるものについてコピーをしたもの

備考

郵送対象外

場合、郵送対象外。

な場合、郵送対象外。

場合、郵送対象外。

変更で対応

場合、郵送対象外。

な場合、郵送対象外。

容が異なる。

※No. 2 (専技) の届出が必ず必要。

※専技の担当業種により、No. 2の届出内

- ※ 届出書類のうち、「別とじ」となっているものについては、別とじの表紙(手引22ページ・HP様式No35)を必ずつけてください。
- ※ 郵送受付対象の届出については、緊急事態宣言期間中、郵送対応のみとなり、窓口審査を行いません。

 \Box

削

- ※ 経管・専技・令3条の使用人以外に変更内容がある場合、第2表も使用して郵送をお願いします。
- ※ 手引74~76ページ及び該当ページを参照のうえ、作成ください。 届出書様式番号

第二十二号の二(第一面)

別紙1 役員等の一覧表

第二十二号の二(第一面)

別紙1 役員等の一覧表

第七号 経管証明書 □ 第二十二号の二 (第一面)

別紙4 専技一覧表

第八号 専技証明書

は(2)担当業種変更)

計2枚必要

第二十二号の二

第二十二号の三

□ 別紙4 専技一覧表 第八号 専技証明書 ※(項番61 有資格区分変更

※前任で1枚(項番61(4)

除又は(2)担当業種変更)

□技術者の要件を証明する資料

資格者証等の写し

専技一覧表

技術者の要件を証明する資料

※証明書ごとの在職確認資料が必要

ホ 監理技術者資格者証の写し

第六号 誓約書※削除の場合は

第十一号 令3条使用人一覧表

主たる営業所のみになる場合は

第十三号 令3条使用人の調書

※削除の場合は不要

第二十二号の四 廃業届

第二十二号の二(第二面)

※従たる営業所の廃止に伴い

資格者証等の写し

卒業証明書(原本) 実務経験証明書(様式第九号)

第二十二号の二(第一面)

第二十二号の二(第一面)

後任で1枚(項番61(3)追加又

実務経験証明書(様式第九号) ※証明書ごとの在職確認資料が必要 ホ 監理技術者資格者証の写し

届出書

□ 第七号 経管証明書

別紙 経管略歴書

※保険証に事業所名が印字されてない場 合、別途常勤性確認資料が必要(標準報 26 酬決定通知書等、手引P83参照) 78. 常勤性確認資料として工事日報等が必要 82. 83 ※経験の裏付資料に請求書等が含まれる 26. 78 82、 ※保険証に事業所名が印字されてない場 合、別途常勤性確認資料が必要(標準報 酬決定通知書等、手引P87参照) 常勤性確認資料として工事日報等が必要 27、 78. ※経験の裏付資料に請求書等が含まれる ※経験期間の在職確認資料として工事日 報等が必要な場合、郵送対象外。 ※一部の業種だけでも後任者がいる場 78、 86、 ※No. 4一部廃業の届出が必ず必要 89 27、 78、 84-87 ※経験の裏付資料に請求書等が含まれる ※経験期間の在職確認資料として工事日 報等が必要な場合、郵送対象外。 ※保険証に事業所名が印字されてない場 37、 合、別途常勤性確認資料が必要(標準報 40. 酬決定通知書等、手引P83参照)。 常勤性確認資料として工事日報等が必要 50.

54、

57、 78

93

《第1表》

手引

								《第2表》			
NO ↓		更事項 項目に〇		(\	届出書様式番号 チェック)	(↓ チ:	確認資料 ェック)下記のほかに確認資料を必要とすることがあります。	備考	手引		
	商 · (名	号 i称)、	本冊		第二十二号の二(第一面)入力		印鑑証明書		78		
	組組	織変更	別とじ		商業登記簿謄本(変更事項及び 変更年月日がわかるもの) 第二十二号の二		(印を変えない場合も必要) 案内図				
6	所名電郵便	業所の 生地・ 弥・	本冊		第一十一号の一 (第一面・第二面) 商業登記簿謄本(変更事項及び		写真	※登記上(個人の場合は住民票上)の所 在地以外に営業所がある場合等は確認資 料	51~ 52、 78~		
		話番号· 便番号	別とじ		変更年月日がわかるもの。個人 の場合は住民票)		電話番号を確認できる資料 (例:名刺、会社封筒等)	(賃貸借契約書、当該建物の登記簿謄本 等。)	79		
7		たる営 所の新	本冊		第二十二号の二 入力 (第一面・第二面) ・ ※ ※ ご答問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		①NO.3(令三条)の届出書類 ②NO.2(専技)の届出書類	※登記上(個人の場合は住民票上)の所 在地以外に営業所がある場合等は確認資 料	51~ 52、		
,	設		別とじ		商業登記簿謄本(変更事項及び 変更年月日がわかるもの)※登 記されていない場合、不要。		③No.6(営業所)の添付資料 (案内図、写真、電話確認資料)	「(賃貸借契約書、当該建物の登記簿謄本 等。)	78~ 79		
	従	たる営			第二十二号の二 (第一面・第二面)				78、		
8	業産	所の廃			第十一号 令三条の一覧表 ※営業所の廃止に伴い、主たる 営業所のみになる場合は不要。		①NO.2(専技)の届出書類		80		
9	業産	たる営 所の業 追加	本冊		第二十二号の二 (第一面・第二面)		②NO. 2(専技)の届出書類		78、 81		
10		業所の 重廃止	本冊		第二十二号の二 (第一面・第二面)		②NO. 2(専技)の届出書類		78、 81		
			本冊		第二十二号の二(第一面)入力						
11	資本金額		別とじ		第十四号の株主調書	:			78、 40		
					商業登記簿謄本(変更事項及び 変更年月日がわかるもの)		プラナム イカ い - 1 のご 田事				
	2 役員等		本冊		第二十二号の二(第一面)		登記されてないことの証明書 ※株主、顧問等の場合は不要				
					別紙1 役員等の一覧表 第六号 誓約書		身分証明書 ※株主、顧問等の場合は不要 役員氏名等一覧表 ※今回の就任者のみ記載		26、		
		就任					XXX I I YEAR AN / II YANE I YA		31、 39、		
			別とじ		第十二号 許可申請者の調書 ※今回の就任者のみ。今回の就 任者が未成年の場合、その法定 代理人についても必要。				54、 57、 78		
12					商業登記簿謄本(変更事項及び 変更年月日がわかるもの)						
		代表者 (申請,人)	本冊		第二十二号の二(第一面) <u>入力</u> 別紙1 役員等の一覧表				26、		
			別とじ		商業登記簿謄本(変更事項及び		印鑑証明書(印を変更した場合のみ)		78		
					変更年月日がわかるもの) 第二十二号の二(第一面)						
		辞任 · 退任	本冊別とじ		別紙1 役員等の一覧表 商業登記簿謄本(変更事項及び 変更年月日がわかるもの)				26、 78		
		改姓:	本冊		第二十二号の二(第一面) 別紙1 役員等の一覧表				26、		
		改名	別とじ		商業登記簿謄本(変更事項及び 変更年月日がわかるもの)				78		
12	3 決算報告		本		別紙8変更届出書 第二号 工事経歴書 第三号 直前3年の各事業年度 における工事施工金額 法人:第十五号、十六号、十七			※株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合は、第十七号の三附属明細表が必要	28~ 30, 41~		
13	次	## TU			号、十七号の二財務諸表 個人:十八号、十九号 財務諸表 事業報告書(特例有限会社を除			※変更があった場合は、下記の書類も 提出が必要 ・第四号 使用人数	44 76		
			別とじ		く株式会社のみ。) 納税証明書			・定款 ・健康保険等の加入状況			

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局市街地建築部建設業課 審査担当1番窓口 【経管·専技等変更届在中】